

令和5年 3月 8日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和5年3月8日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第13号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 3 議案第15号 東庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第17号 東庄町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 6 議案第18号 東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第19号 令和4年度東庄町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 8 議案第20号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第21号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第22号 令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第23号 令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 3号 令和5年度東庄町一般会計予算
- 日程第13 議案第 4号 令和5年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第 5号 令和5年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第 6号 令和5年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第16 議案第 7号 令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第17 議案第 8号 令和5年度東庄町介護保険特別会計予算

日程第18 議案第 9号 令和5年度東庄町水道事業会計予算

日程第19 議案第10号 令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算

日程第20 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番	前田君	江君
2番	岩井弘晃君	
3番	越川良男君	
4番	柳堀	忠君
5番	桜井莊一君	
6番	土屋光正君	
7番	佐久間義房君	
8番	板寺正範君	
9番	花香孝彦君	
10番	大網正敏君	
11番	高木武男君	
12番	鈴木正昭君	
13番	山崎ひろみ君	
14番	宮澤	健君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町	長	岩田利雄君
副町	長	向後喜一朗君
監査委員		平山茂君
総務課長		堀江弘之君
企画財政担当課長		加瀬博子君
町民課長		香取康成君
まちづくり課長		鈴木秀樹君

健康福祉課長 布施 光規 君

会計管理者 岩瀬 澄子 君

病院事務長 渡辺 佳則 君

農業委員会事務局長  
（農政担当課長） 前田 泰孝 君

教 育 長 石橋 宏克 君

教 育 課 長 宇ノ澤 修 君

生涯学習担当課長 郡 伸明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊藤 雅晃

次 長 堀江 香澄

副 主 査 高橋 大助

(午前10時00分 開議)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第13号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、議案第13号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この改正は、近年の多様化、そしてまた高度化する行政ニーズに対応するため、職員の定数の適正な管理を図るため、東庄町職員定数条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第13号、東庄町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例改正は、町長の提案理由にもございましたが、近年の多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、職員定数の適正な管理を図るため、東庄町職員定数条例の一部を改正するものでございます。

本町では、住民に身近な行政サービスの質を高めるための人材を確保するため、社会人経験者や任期付職員など、多彩な方法で職員を採用しているところでござい

ますが、今後もデジタルトランスフォーメーション推進体制の構築等の新しい分野の業務、地方創生、空き家対策、子育て・介護などの重点的に進めていくべき業務に対応する人材の確保、更には新たな部署の創設などの検討も必要となってきました。

また、職員の育児・介護における休暇・休業等への対応が必要になった場合や職員の年齢構成のバランスの改善、将来を見据えた管理職員の育成等を考慮した計画的な採用など、中長期的な定員管理が重要となってきます。

今回の改正は、これらの行政課題に対応するため、職員の定数条例を改正するものでございます。

参考資料3ページをご覧ください。

条例改正の内容でございますが、第2条第1項1号の町長事務部局の職員を98人から108人に改める改正となります。

条例上の職員数につきましては、定員管理調査における類似団体との実職員数の比較を参考に10人増としております。

類似団体とは、全ての市区町村を対象とした国の調査の分類で、その分類は人口と産業構造の二つの要素を基準としてグループ分けし、町村においては15類型に区分されております。国では、そのグループごとに職員数を比較し、公表しております。

今回の改正は、新たな行政課題に対応するため、また、中長期的な定員管理を見据え、必要な改正と考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

計画性について伺わせていただきます。

前回の12月定例会、職員の定年延長の議案に対し、質疑を行った際の答弁として、新制度施行後も現行制度と同様の定数管理となると答弁をいただいております。この時点では職員定数を増やす予定はなかったと判断出来ます。どのような基準で採用人数を決めているのか、職員の定員管理計画という計画は他の市町村で計画書を

作られておりますが、東庄町でも定員管理計画を策定する予定があるのか伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

12月議会の定年延長制度の際の回答では、現行制度でも再任用制度により新制度施行後と同様に職員は65歳まで働くことが可能であるため、採用人数には影響がない旨を回答いたしました。

今回の定数条例の改正は、定年延長の問題とは別にデジタルトランスフォーメーション推進体制の構築等の新しい分野の業務など、新たな行政課題に対応するため、また、中長期的な定員管理を見据え、必要な改正と考えております。

本町では、平成16年に行政改革の一環として定員管理計画を策定し、従来の行政システムを抜本的に見直しをいたしまして、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、少数精鋭の行政運営への転換を図るため、行政改革の積極的な取組を行ったところでございます。

しかしながら、職員の削減を進めた結果、急激な職員の構成の変化が生じており、新たな問題として年齢の構成バランスを改善する必要等がございます。今後は効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するためにも、限られた財源の下、適正な定員管理に努める必要がありますが、新たな行政課題に対応するためには中長期的な観点に立った上で行政課題に基づく業務量の増減を見通すとともに専門的知見が円滑に継承出来るよう、年齢構成を平準化することも勘案し、年度ごとに必要な職員数及び新規採用職員数について検討していくことが必要であります。

また、本町は類似団体と比較いたしまして大きく職員数が乖離しております。今後は、事務事業を効果的に、効率的に遂行するために要する適正な人員数を決定し、それを事務事業ごとに過不足なく配置するという定員管理の趣旨を踏まえ、業務量等の変化や見通しを考慮し、定員管理計画についても策定してまいりたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。

他にございますか。

5番、桜井荘一君。

5番（桜井荘一君）

業務の、今後増えていくという中で、いきなり増えるわけではないですよ。現状も増えているのではないかなということで、オーバーワーク等、あるのかなのか。地方公務員ですと、1ヶ月で45時間ですよ。年間360時間ですか。特例業務の場合は別になるかと思えますけれども、超過勤務を45時間以内に職員さんがそういうのを守られているのか。また、それ以上、超過してしまった場合に、一般企業ですと、それが数ヶ月続いたら産業医さんと面談するとか、そういうのがあるかと思うんですけれども、そこら辺を教えてくださいませんか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

職員の時間外勤務については、町の勤務時間規則によりまして必要最小限の時間外を命ずることとされておりまして、議員が言ったように45時間が目安となっております。45時間、月を超える場合もございますが、それは特例でございまして、大幅な業務量の増加がある場合等は特例で45時間を命ずることが出来るということが規則でも記されております。

本年度の例で言いますと、選挙であったりとか、給付金の配布であったりとか、そのような業務、あとマイナンバーカードの申請等、新たな業務が急に起きた場合に45時間を超える職員が数名、本年度もございました。45時間を超えた職員、もしくはそれに近い職員については、外部に委託しております相談員がおりますので、Zoomで相談を受けたりとか、そのような対応はしております。

今回の改正は、時間外勤務の多い部署の職員を増やすことを目的としたものではありません。新たな行政課題に対応するため、また中長期的な定員管理を見据えた改正と考えております。しかし、各部署ごとの時間外勤務等の状況も参考としまして、業務量の変化や見通しを考慮して定員管理を行ってまいりたい、このように考えております。よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

他にありますか。

10番、大網正敏君。

10番（大網正敏君）

では、先程の説明の中でお聞きいたします。新たな部署ということだったので、具体的にどのような部署なのかお伺いします。

それと、各部署、何人ぐらいずつ配置する予定なのか。分かるだけでいいんですけども、お願いします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。今回の改正は、条例上の職員数につきましては、類似団体との比較を参考に10人増としておりますが、新たな部署ということなのですけれども、まだ検討段階なんですけど、新たな行政課題としてDX、デジタルトランスフォーメーションの推進体制が国から求められております。この辺については専門的な部分がありますので、職員を増強しまして、必要に応じては新たな係、もしくは課、室等が、検討が必要ではないかという状況です。近隣の市町でも同じような係を創設したり、課を創設したりしている市町村もございます。その辺も検討しながら考えてまいりたいと思います。

今回の定数条例の改正で、早急に10名を増員するわけではございません。類似団体との実職員数の乖離要因、要はどこ部署が足りないか等を分析した上で、その乖離の解消に取り組みをいたしまして、中長期的な観点から定員管理を行ってまいりたい、このように考えております。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

本町においては、デジタル化、かなり予算を使って庁舎内のデジタル化は進んでいるかと思えます。そこで人員の削減効果というのはどのようなものなのでしょうか。この職員の増加がありますけれども、そこは吸収されなくて、やはり職員の増加になっていくのでしょうか。その辺をちょっとお伺いします。

議長（宮澤 健君）



総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

今回、デジタルトランスフォーメーション推進体制の関係でございますが、こちらは町内の庁舎内のパソコンとかのデジタル化というよりも、国が求めています行政の、要はデジタル化と共にデジタル田園体制の構築とか市町のデジタル化を各行政で検討するという方向で、国のデジタル庁の方で進めている事業が主なものとなっております。

国がまず求めているものは、自治体情報システムの標準化、それから行政のオンライン化、あとは地域社会のデジタル化、このようなことを国が求めています。国が求めているこの体制を作るために対策会議等も今後検討していかなければならない、こういうことについて職員を増員したい、このように考えております。町の中のパソコン等ではなく、国が求めている行政のシステムの標準化、オンライン化、このようなことも含めまして、検討したい、このように考えております。

議長（宮澤 健君）

よろしいでしょうか。

他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第13号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第14号、一般職員の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

職員の給与は地方公務員法によりまして、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされており、国は、平成24年人事院勧告に基づき給与水準の上昇を抑制するため、55歳を超える職員の昇給について、平成26年1月から原則として昇給停止としております。また、千葉県は令和3年、千葉県人事委員会勧告に基づき、令和5年4月から原則として昇給停止となります。

本案は、地方公務員法の趣旨に沿って、国や県の動向を踏まえ、本町においても昇給制度を見直すことが適当と考え、条例を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、町長の提案理由にもございましたが、55歳を超える職員の昇給制度について、国や県の動向を踏まえ、本町においても見直すことが適当と考え、条例改正を行うものでございます。

国では、平成24年の人事院勧告によりまして50歳代後半層における給与水準

の上昇を抑制するため、昇給、昇格制度が見直され、国家公務員につきましては、平成26年1月より55歳を超える職員につきましては標準の勤務成績では昇給が停止となっております。

千葉県では、55歳を超える職員の昇給制度については、国に準じて平成26年度から原則として昇給停止とされておりましたが、当分の間の措置として標準の勤務成績であっても1号級昇給出来ることとされております。本町でも現在は千葉県と同様に標準の勤務成績であっても1号級昇給出来る制度となっております。

今回の改正は、千葉県において令和3年の千葉県人事委員会勧告によりまして、令和5年4月より当該措置が廃止されることとなることを受けまして、本町においても国・県に準じた昇給制度とすべく行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料4ページをご覧ください。

本改正によりまして、指定職給料表及び医療職給料表の(一)の適用を受ける職員を除く55歳を超える職員については、勤務成績が特に優秀である、または優秀である場合に限り、規則に定める基準に従い昇給することといたしまして、国・県に準じまして、標準の勤務成績では原則として昇給しないこととなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

10番、大網正敏君。

10番（大網正敏君）

では、ちょっとお伺いたします。

勤務成績が特に優秀である、または優秀である限りということなんですけれども、その基準はどのような基準で優秀か優秀でないかをお聞きします。それと、誰がそれを判断するのか。そこを教えてください。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

この勤務成績の優秀か優秀でないかの判断につきましては、現在、本町で人事評価制度というものを導入しておりまして、人事評価を実施しております。評価者は一次評価者、二次評価者がございまして、各役職ごとに評価者が決まっております。

一般職につきましては、一次評価者は、課長補佐クラスが一次評価者、二次評価者は課長クラスとなっております。管理職につきましては、一次評価者、課長補佐クラスの評価者が課長、二次評価者は副町長のような形で評価者が決まっております。その年間の評価でSS、S、A、B、Cというような段階で評価をいたします。それでSS、Sと上位、特に優秀、優秀というのは、S評価以上となりますので、その職員については昇給をいたします。その昇給数につきましては、別に定める規則で決まっております。

ちなみに55歳以下の職員については標準の成績で4号級アップということになっております。現在、この制度が始まるまでは55歳以上は1号級ということになっております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。

他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第15号、東庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例を制定

することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第15号、東庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿って検討する委員会を、町教育委員会の附属機関として位置づけるために、東庄町附属機関設置条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

議案第15号、東庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例を制定することについての内容の説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関を定めたものであります。今回の改正につきましては、子供達にとって望ましい部活動の環境の構築と学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、学校における部活動の地域移行に向けた課題を総合的に取り組む組織として「地域部活動検討委員会」を教育委員会の附属機関に追加、設置するものであります。地域部活動検討委員会は、令和5年4月1日に設置し、委員の数は13人以内、任期は2年とするものであります。

なお、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

となっており、そのための検討委員会の設置であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

この検討委員会なんですけれども、要綱はまだこれから作るのでしょうか、メンバーは、今の状況ではまだ何も分からないということでしょうか。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えいたします。

設置要綱につきましては、既に教育委員会の方で策定済みであります。委員につきましては、地域の保護者の代表と、それから学校関係と知識経験者等を交えての委員を選定する予定であります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

よろしいでしょうか。

他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第15号、東庄町附属機関設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第16号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第16号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により設置する、東庄町立小中学校運営協議会の委員の報酬を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行うものでございます

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長 (宮澤 健君)

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長 (宇ノ澤修君)

議案第16号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容の説明を申し上げます。

本条例につきましては、特別職の職員で非常勤のものの受ける報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めたものであります。

今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき東庄町教育委員会が令和5年4月1日に設置します「東庄町立小中学校学校運営協議会」の委員へ報酬として日額5,000円を支払うことを別

表1に明記するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

10番、大網正敏君。

10番（大網正敏君）

今度新しく定めたということで、東庄町小中学校運営協議会ということは、コミュニティースクールの関係なのでしょうか。お伺いします。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問であります。この学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティースクールと呼ぶものであります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第16号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。



従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第17号、東庄町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第17号、東庄町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、文化財の保存及び活用に関し審議するために設置されている町文化財審議会の委員数を増員するにあたり東庄町文化財の保護に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

では、議案第17号、東庄町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容のご説明を申し上げます。

本条例は、国・県の指定を受けた文化財以外の文化財のうち重要なものについて保存及び活用のために必要な事項を定めたものであります。

今回の改正につきましては、本条例に基づき設置されている東庄町文化財審議会について委員の数を規定の8人以内から10人以内とするものです。

現在、町内の学識経験者8名の方に委員を委嘱していますが、外部から専門的な知識を有する方を加え、文化財の保護や活用、審議をより充実したものとしたく委員の数を増やすものであります。

参考資料の7ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正箇所は第25条の審議会の委員を8人以内から10人以内にするものであり

ます

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第17号、東庄町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第18号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第18号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年2月1日に公布されたことに伴い、

出産育児一時金の支給に関して所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

では、議案第18号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして内容をご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が2月1日に公布され、本年4月1日に施行されます。この改正では、出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げることが規定されております。これを受けまして、本町国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金の支給額について同様に支給額の引上げを行うものでございます。併せて国が示す国民健康保険条例参考例に従い本町条例の文言を整理する改正を行います。

それでは、改正内容と補足事項について説明をいたしますので、参考資料の8ページ、新旧対照表をお願いいたします。

まず、改正内容をご説明いたします。

第1条については、国の条例参考例に基づく文言の整理でございます。

次に、第2条ですけれども、国民健康保険行政における町の諮問機関である東庄町国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を東庄町国民健康保険運営協議会に改める規定でございます。

続いて、第7条第1項に規定する出産育児一時金につきまして、右にあります現行の40万8,000円から、左の改正案のとおり48万8,000円に支給額を8万円引き上げるものでございます。

次に、補足説明になりますけれども、ただいまご説明しました出産育児一時金につきましては、第7条第1項ただし書に、必要に応じて3万円を上限として加算する規定がございます。この加算ですけれども、東庄町国民健康保険条例施行規則の第19条に1万2,000円ということで規定しております。これは産科医療補償制度の掛金の額となっております。

これら条例に定める出産育児一時金と、今補足しました施行規則に定める加算額の支給総額につきましては、現行が42万円ですけれども、改正によりまして50万円となります。

なお、関係法令の改正施行により、全ての健康保険において出産育児一時金が一律50万円となる見込みです。

続いて、附則についてご説明いたしますので、申し訳ありませんが議案書の22ページへお戻りいただきたいと思っております。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。なお、経過措置としまして、この条例の施行前、令和5年3月31日までの出産にかかる支給については、改正前の額を適用いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第18号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時からとします。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時00分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第19号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第9号）から日程第11、議案第23号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第3号）まで、以上5案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第19号から議案第23号につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第19号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第9号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,656万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,386万2,000円とするものでございます。

また、第2条、繰越明許費で翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めております。

次に、第3条、地方債の補正で、地方債について変更及び廃止をしております。

歳出の主な補正内容でございますが、まず総務関係では電気自動車の購入について新規で予算計上をしております。次に、民生関係では、保育事業委託料について増額補正をしております。次に、衛生関係では、東庄病院への負担金を増額補正しております。次に、農林水産関係では、土地改良区への交付金を増額補正しております。その他、共済費について不足分を補正しております。

歳入につきましては、普通交付税、国・県補助金の増額補正、地方債の減額補正をし、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

続きまして、議案第20号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,681万5,000円とするものでございます。この補正につきましては、人件費不足分の増額を盛り込むものでございます。

続きまして、議案第21号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,338万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出において時間外勤務手当の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

続きまして、議案第22号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,219万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で共済費の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

最後に、議案第23号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

初めに、予算第3条に定めた収益的収入の補正でございます。病院事業収益の医業外収益に1,000万円を追加し、病院事業収益の総額を10億9,956万9,000円にするものであります。

内容につきましては、電気料金等が高騰し、東庄病院の経営に影響が出ていることから、安定的な医療の提供が継続的に出来るよう支援金として増額補正をするものでございます。

以上、議案第19号から議案第23号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、議案第19号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第9号）の内容について説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げます。議案書の32ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたが、共済費の補正を関係科目でしております。

1款の議会費をはじめとする各款において、4節・共済費、合計で405万2,000円を増額補正しております。これは9月に可決いただきました補正予算の共済費の計算過程におきまして誤りがあり、減額したため、不足分を計上しているものとなります。

また、2款・総務費、1項1目3節・期末手当11万2,000円は、育児休業にかかる休業期間の計算誤りによる期末手当の不足分を、7款・土木費、1項1目2節・職員給の25万2,000円におきましても、職員給与の計算過程に誤りがあり減額したため、不足分を計上しているものとなっております。今後、こういったことがないように、細心の注意を払い、事務を行います。

なお、以降は共済費以外の補正内容について説明させていただきます。また、歳出額には変更がなく、財源の変更のみの財源振替が地方債の減額補正の関係で5件、県の給食費無償化事業補助金で2件ございますので、ご了承願います。

続きまして、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費の3節・時間外勤務手当15万円。総務管理費にかかる時間外勤務手当の不足分の増額補正となります。4目・財産管理費の17節・自動車購入費423万7,000円。町長の提案理由にもありました電気自動車の購入となります。かねてより町では電気自動車の購入を検討してまいりましたが、コロナ禍での半導体不足から始まった自動車の供給不足により電気自動車の納入の目途が立っておりませんでした。しかしながら、電気自動車が年度内に納入の見込みがついたこと、令和4年度の国の補助金の補正予算が成立したことから、新規で予算計上したものとなります。

続きまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の27節・繰出金合計73万4,000円。国民健康保険特別会計、訪問看護ステーション特別会計、介護保険特別会計に対する繰出金の増額補正ですが、先程申し上げました共済費の増額補正と時間外勤務手当に対するものとなります。

33ページをお願いいたします。

2項・児童福祉費、2目・児童措置費の12節・保育事業委託料1,364万9,000円。園児数が当初予算の見込みより増加したことや、処遇改善臨時特例分の10月以降の支給が決定したこと、公定価格の改定による増額補正となります。こちらの財源は、国2分の1、県4分の1となっております。

同目22節・国庫負担金返還金22万8,000円及び県費負担金返還金11万4,000円。子育てのための施設等利用給付費交付金の前年度精算分となります。

4目・児童福祉施設費の12節・放課後児童健全育成事業委託料37万円。新型コロナウイルス感染症等で業務量が増加している放課後児童支援員について、処遇改善を目的とした事業となります。こちらの財源は、国3分の1、県3分の1となっております。

同目22節・子育て支援交付金返還金52万円。子育て支援交付金の前年度精算分となります。

34ページをお願いいたします。

続きまして、4款・衛生費、1項5目・保健衛生費、病院費の18節・病院事業会計負担金1,000万円。東庄病院に対し電気料金の高騰に対する負担金として増額するものとなります。

続きまして、5款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費の18節・土地改良施設維持管理改修事業補助金186万3,000円。桁沼土地改良区に対する補助金ですが、施設維持管理補修工事の追加要望により増額補正となります。

同節・環境保全型農業対策事業交付金7万円、環境保全型農業への取組面積の増加による増額補正となります。こちらの財源は、4分の3が県補助金となっております。

続きまして、7款・土木費、1項1目・土木管理費、土木総務費、35ページをお願いいたします。3節・時間外勤務手当21万円。用地交渉や路面凍結の対応による時間外勤務手当の増額補正となります。

以降の歳出は、共済費及び財源振替となっております。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の31ページをお願いいたします。

11款・地方交付税、1項1目1節・普通交付税2億339万7,000円。普



通交付税の本算定及び追加交付があったことから、増額補正をするものです。本算定で1億3,215万7,000円の増、追加交付で7,124万円の増となっております。

続きまして、15款・国庫支出金、1項1目2節・子どものための教育・保育給付費国庫負担金682万4,000円及び三つ下にあります16款・県支出金、1項2目2節・子供のための教育・保育給付費県負担金341万2,000円。この2件は、歳出の民生費で申しあげました保育事業委託料に対する国・県の補助金です。

二つ戻りまして、15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目5節・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金78万6,000円。歳出補正の総務費で申しあげました自動車購入費に対する国の補助金です。

次に、2目2節・子ども子育て支援交付金18万5,000円及び二つ下にあります16款・県支出金、2項2目5節・子ども子育て支援補助金18万5,000円。この2件は、歳出補正の民生費で申しあげました放課後児童支援等臨時特例交付金に対する国・県の補助金です。

4目5節・環境保全型農業対策事業交付金5万3,000円。歳出補正の農林水産業費で申しあげました同名事業への県負担分となります。

6目1節・給食費無償化事業補助金66万5,000円。千葉県による第3子以降の学校給食費無償化支援事業が令和5年1月より実施され、補助率は2分の1となっております。対象児童生徒は、小学校67名、中学校30名となり、歳出予算の小学校費、中学校費で財源振替を行っております。

一つ飛ばしまして、22款・町債、1項・町債、1目1節・臨時財政対策債マイナス1億円。交付税の増額があったことから、後年への公債費負担の軽減を図るため、今年度は借入れを行わないことといたしました。

2目1節・過疎対策事業債ソフト分マイナス1,620万円及びハード分マイナス9,390万円。ソフト分につきましては、国の全体枠の配分から、配当額が示されましたので、減額補正となります。こちらは歳出予算の小学校費、中学校費で財源振替を行っております。

なお、ソフト分の東庄町の配分は4,380万円となっております。

また、ハード分につきましては、入札減などによる事業費の減額で発行額が減少

しております。こちらは歳出予算の防災対策費、老人福祉費、農地費、道路新設改良費、非常備消防費、中学校費の学校管理費、幼稚園費、体育施設費で財源振替をしております。

最後に、歳入が歳出に不足する3,115万4,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を補正するものです。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めるものであります。

27ページの第2表をお願いいたします。

4件ございまして、まず4款・衛生費、1項・保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業3,591万5,000円。ワクチン接種の精算事務などによる繰越しとなります。

5款・農林水産業費、1項・農業費の農道整備事業654万5,000円、用地買収等に時間を要したことによる繰越しとなります。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費の道路維持工事3,922万1,000円。こちらは5路線ありまして、突発的に発生した補修工事や関係機関との協議に日数を要したことによる繰越しとなります。

次に、同項の道路改良工事6,210万円。こちらは道路改良工事とそれに伴う測量費などで、4路線ありまして、用地買収や地下埋設物の調査に時間を要したことによる繰越しとなります。

続いて、第3条の地方債の補正です。28ページの第3表をお願いいたします。

歳入補正で申し上げました地方債の減額分について、変更及び廃止をしております。1の変更ですが、過疎対策事業債ソフト分について6,000万円から1,620万円減額して4,380万円としております。

次に、過疎対策事業債ハード分は、4億5,660万円から9,390万円減額し、3億6,270万円としております。

続いて、2の廃止ですが、臨時財政対策債1億円について廃止をしております。

以上で一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第20号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の44ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費、3節・職員手当等10万円は、時間外勤務手当の不足分を増額補正するものでございます。

4節・共済費10万1,000円並びに5款3項1目・保健指導事業費の3節・職員手当等10万円及び4節・共済費4万3,000円は、一般会計と同様、積算誤りによる不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。議案書の43ページをお願いいたします。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金34万4,000円は、歳出における人件費の増額に連動して一般会計からの法定内繰入金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第21号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）について内容のご説明を申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費22万4,000円の増額補正のうち1項1目・一般管理費の3節・時間外勤務手当12万9,000円は、不足分を増額補正するものとなります。

同じく4節・市町村職員共済組合負担金9万5,000円の増額補正は、一般会計補正予算と同じく計算過程に誤りがあったため不足分を計上しているものとなります。

以上の結果、歳出補正額は22万4,000円の増額。歳出合計で2,338万3,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

50ページをお願いいたします。

2款・繰入金22万4,000円の増額については、歳出補正で計上した時間外勤務手当等について一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は22万4,000円の増額。歳入合計で2,338万3,000円となります。

以上で令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続いて、議案第22号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について内容のご説明を申し上げます。

議案書の58ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費、1項1目4節・共済費、増額補正12万2,000円と3款・地域支援事業費、3項1目4節・共済費の増額補正4万4,000円は、共に市町村共済組合負担金の増額補正で一般会計補正予算と同じく計算過程に誤りがあったので、不足分を計上しているものとなります。

以上の結果、歳出補正額は16万6,000円の増額、歳出合計で15億8,219万4,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

7款・繰入金16万6,000円の増額補正は、歳出補正で計上した共済費について一般会計繰入金を増額するものとなります。

以上の結果、歳入補正額は16万6,000円の増額、歳入合計で15億8,219万4,000円となります。

以上で令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

それでは、議案第23号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第3号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の64ページをお願いいたします。

令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入で1款・病院事業収益、2項・医業外収益、3目・負担金交付金、1節・一般会計負担金に1,000万円を追加し、病院事業収益総額を10億9,956万9,000円とするものであります。

この補正につきましては、電気料金等が高騰し、東庄病院の経営に影響が出ていることから、東庄病院に支援金として一般会計からの負担金であります。

この支援金は、安心と安全を確保し、安定的な医療が継続的に提供出来るよう、費用に充てるものでございます。

以上で病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第19号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

(午前11時39分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議案第3号、令和5年度東庄町一般会計予算から日程第19、議案第10号、令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算まで、以上8案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和5年度の東庄町一般会計及び特別会計並びに企業会計、合わせて8会計の予算をご審議いただくにあたりまして、予算の編成方針を申し上げます。

まず初めに、我が国の経済情勢についてですが、令和5年1月の内閣府月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さが見られるものの穏やかに持ち直している」とされております。

続いて、国の令和5年度予算のポイントですが、「歴史の転換期を前に我が国が直面する内外の重要課題に対し、道筋をつけ、未来を切り開くための予算」として編成されております。政府案における一般会計の予算規模は114兆3,812億円、前年度と比べ6兆7,848億円、6.3%の増となっております。歳入のうち税収は前年度と比べ6.4%増の69兆4,400億円、公債金は前年度と比べ3.5%減の35兆6,230億円となり、税収の増加により公債依存度が低くなっております。

また、「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、令和5年度の国内総生産は571兆9,000億円、名目成長率は2.1%、実質成長率は1.5%と見込まれておりますが、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされております。このような状況の中で、当町の当初予算編成ですが、大枠として平成29年度に策定をいたしました第6次東庄町総合計画に基づき、事業を積極的に展開してまいります。細部の予算編成にあたっては経費節減

を行い、健全な財政運営に努めてまいりますが、予算成立後においても新型コロナウイルス感染症による地域経済や住民生活への影響を十分注視し、臨機応変に対応したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和5年度東庄町一般会計予算の内容について申し上げます。

一般会計予算の総額は66億7,700万円となり、前年度当初予算と比べますと約9億2,900万円、率では16.2%の増となりました。

続いて、主な事業について申し上げます。

総務関係では、地域活性化起業人、地域おこし協力隊について増員して採用出来るよう計上しております。これにより民間企業など、外部と協力しながらまちづくりを行ってまいります。

また、令和4年度より開始をいたしましたデマンドタクシー実証運行経費や令和5年度から令和6年度にかけて公共交通計画を東庄町公共交通会議が策定するため、その負担金を計上するとともに、債務負担行為を設定しております。

次に、民生関係では、子育て支援として、出産祝金、小学校・中学校入学祝金を引き続き計上しております。

また、環境関係では、太陽光発電システムなど、脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金や合併処理浄化槽設置補助金について引き続き措置しております。

次に、衛生関係では、高校生の年齢までの医療費の無料化、特定不妊治療費の助成、各種予防接種費用の助成を引き続き計上しておりますが、新たに帯状疱疹ワクチンの予防接種の助成を実施することとしております。

次に、農林業関係では、新規需要米等補助金やCSFワクチン助成など農業への助成を引き続き計上しております。

次に、道路整備関係ですが、「安全安心なまちづくり事業」として、利便性の向上や安全な通行の確保のため、引き続き改良舗装事業を実施いたします。

次に、教育関係ですが、中学校の大規模改修工事や宮野台運動公園野球場照明のLED化工事を実施します。

以上、主な事業について申し上げます。

また、歳入につきましては、国・県補助金、過疎対策事業債などの財政措置が大きいものを有効に活用してまいります。

続きまして、議案第4号、令和5年度東庄町国民健康保険特別会計予算について



提案理由を申し上げます。

歳入歳出の総額はそれぞれ17億5,023万3,000円で、前年比5,251万8,000円、3.1%の増額予算となります。増額の主な要因ですが、保険給付費の増額であります。

続きまして、議案第5号、令和5年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億187万6,000円で、前年度比360万6,000円、1.8%の増額予算となります。増額の主な要因ですが、被保険者数の増加等に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

続きまして、議案第6号、令和5年度東庄町食肉センター特別会計予算について説明を申し上げます。

食肉センターの収入の基本となります、と畜頭数は、前年度よりも2,000頭増加の9万7,000頭を見込み、歳入総額で1億3,771万7,000円となっております。

一方、歳出では、施設指定管理者である東庄町食肉センター事業協同組合に支払う業務管理委託料として9,399万6,000円、財政調整基金への積立として1,800万6,000円、一般会計の繰出金として1,000万円を計上し、歳出総額も1億3,771万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第7号、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,637万3,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと321万9,000円、13.9%の増と見込んでおります。増額の主な要因でございますが、人件費の増によるものでございます。

続きまして、議案第8号、令和5年度東庄町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

令和5年度は、第8期東庄町介護保険事業計画3ヶ年の3年度目にあたります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,836万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと2,710万2,000円、1.8%の増と見込んでおります。増額の主たる要因は、保険給付費の増によるものでございます。

続きまして、議案第9号、令和5年度東庄町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

初めに、業務の予定量といたしまして、4年度給水戸数4,028戸、年間総給水量を158万5,818立方メートルと見込み、予算編成をいたしました。収益的収入及び支出予算の収入では4億6,543万9,000円で、前年度比110万円の増、支出では4億2,543万3,000円で、前年度比2,825万円1,000円の増となり、4,000万6,000円の黒字編成となっております。

次に、資本的収入及び支出予算の収入はなく、前年度と比較すると皆減、支出では1億9,748万1,000円で、前年度と比較し4,995万2,000円の増額となっております。

なお、支出に対して収入が不足する額につきましては、内部留保資金等で補填することになっております。

最後に、議案第10号、令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は年間患者数、入院1万7,934人、外来2万8,095人を見込み、予算編成をしております。

収益的収支では、収入が11億1,630万2,000円で、前年度比1,453万1,000円の減、支出が11億1,403万5,000円で、前年度比1,361万8,000円の減となり、226万7,000円の黒字の編成となっております。

資本的収支につきましては、収入が1億3,316万8,000円で、前年度比9,516万6,000円の増、支出が1億8,621万7,000円で、前年度比2,890万1,000円の増となっております。

なお、支出に対して収入が不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補填することになっております。

以上、8会計の新年度予算につきまして、概要を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長及び事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

議案第3号、令和5年度東庄町一般会計予算について内容の説明を申し上げます。

なお、細部につきましては、この後、予算決算常任委員会へ付託される予定と聞いておりますので、私からは概要のみを申し上げますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

それでは、お手元の予算参考資料によりご説明申し上げますので、資料の1ページをお願いいたします。

令和5年度の歳入予算につきまして、款ごとに令和4年度と比較し、その構成比を示したものでございます。

歳入で大きく増加したものが、11款・地方交付税、19款・繰入金、22款・町債です。

地方交付税は、前年度比で1億3,000万円、6.4%の増額で21億6,000万円としております。普通交付税、特別交付税、共に増額を見込んでおります。繰入金は、前年度比で1億7,932万1,000円の増で、1億9,823万4,000円としております。町債は、前年度比で4億2,100万円、69.7%の増額で、10億2,500万円となっております。過疎対策事業債の増によるもので、これは中学校大規模改修工事によるものです。

続きまして、歳出予算について概略を申し上げますので、2ページをお願いいたします。

増減の大きなものについてのみ申し上げます。

まず、2款・総務費ですが、3,206万6,000円、4.0%減の7億7,074万円となっております。令和4年度にあった防災行政無線操作卓更新工事、庁内サーバー更改工事などが終了したことによる減額となっております。

次に、3款・民生費ですが、2,190万4,000円、1.3%増の17億891万1,000円となっております。新規となります地域介護福祉空間整備等施設整備交付金や増額となった国民健康保険特別会計繰出金の影響によるものとなります。

次に、4款・衛生費ですが、1億6,648万5,000円、20.8%増の9億6,859万7,000円となっております。東庄病院への繰出金や、香取広域

市町村圏事務組合への負担金が増えたことによる増額となっております。

次に、7款・土木費ですが、6,354万5,000円、13.0%増の5億5,056万1,000円となっております。高架橋撤去工事などによる増額となっております。

次に、9款・教育費ですが、6億6,185万円、84.2%増の14億4,825万3,000円となっております。中学校大規模改修工事が増額の主な要因となります。

増減の大きなものは以上となりますが、右側の円グラフは目的別歳出予算の款ごとの構成比を表したものでございます。後ほどご参照いただければと思います。

次の3ページにつきましては、歳出予算について、性質別ごとに表したものでございます。最も金額の大きいものは消費的経費の補助費等の14億1,086万9,000円で、構成比は21.1%となっております。

次に金額が大きいものが、投資的経費の普通建設事業の11億4,612万6,000円で、構成比は17.2%となっております。

以上、性質別歳出予算の主立ったものを申し上げます。

次の4ページ、5ページにつきましては、ただいま申し上げます歳出予算について、4ページで節別、そして5ページでは性質別の歳出予算を款ごとに表にしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

それでは、6ページをお願いします。

ここでは町全体の予算規模についてご説明いたします。

左の表では、一般会計をはじめ、全8会計の予算につきまして、前年度予算と比較して増減額並びに増減率を記載してございます。

8会計の総額は122億6,472万5,000円となりまして、前年度と比較しますと11億1,620万4,000円、10.0%の増となっております。

また、右の表は、一般会計から特別会計や企業会計への繰出金を表にしたものです。7会計のうち6会計に繰出しを行っており、総額は8億1,033万1,000円となり、前年度と比較しますと9,998万5,000円、14.1%の増となっております。

次に、7ページの表は、一般会計における一部事務組合などに対する負担の現状を前年度と比較して表したものでございます。総額は6億6,056万7,000

円で、7,829万1,000円、13.4%の増となっております。

また、8ページ、9ページにかけましては、一部事務組合の令和4年度事業概要となっております。

次に、10ページから14ページまでは令和5年度予算に盛り込んだ課ごとの主要な事業についての一覧となっておりますので、予算書と併せてご参照いただきたいと思っております。

これで参考資料を終わらせていただきます。

次に、予算書の1ページをお願いいたします。

ただいままでは一般会計予算の第1条、歳入歳出予算について申し上げましたが、これから第2条以下についてご説明いたします。

第2条以下につきましては、地方自治法の規定に基づいて定められたものとなります。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することについて定めるものであります。

第3条は、地方債でございまして、起こすことが出来る地方債について定めるものとなります。

第4条は、一時借入金でございしますが、年度内において歳計現金に不足が生じた場合、その支払い資金の不足を補うため、借入れの出来る最高額を定めるもので、その額を2億円とする内容でございします。

第5条は、歳出予算の流用でございまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合を規定しております。各項に計上した給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合において同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用が出来ると定めております。

以上で令和5年度東庄町一般会計予算の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第4号、令和5年度東庄町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算参考資料を使って概要を説明させていただきますので、参考資料の15ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

歳入合計額は17億5,023万3,000円で、前年度比較5,251万8,000円、3.1%の増額予算でございます。主な増額の要因は、保険給付費の増加に伴う県支出金の増でございます。

それでは、左の表を使って主なものをご説明させていただきます。

1款・国民健康保険税は3億5,939万3,000円。前年度比較1,928万5,000円、5.7%の増。増額の要因は、被保険者数の所得増額に伴う所得割保険税額の増加によるものでございます。

4款・国庫支出金5万1,000円は、前年度比較5万円の増。増額の要因は、令和5年度における出産育児一時金の支給額の引上げに伴い交付される臨時補助金の増額分となっております。

5款・県支出金は12億3,912万円で、右の円グラフにおいて全体の70.8%を占めております。前年度比較4,129万1,000円、3.4%の増でございます。増額の主な要因ですが、後ほど説明いたしますが、歳出の区分の2番、保険給付費の増額計上に伴う普通交付金の増額を見込んでおります。

7款・繰入金1億4,140万5,000円は、保険税軽減や職員給与費等に伴う法定繰入金でございます。前年度比較1,027万円、7.8%の増です。増額の主な要因は、国民健康保険特別会計で人件費を負担する保健福祉総合センターの職員数が1名増となったことによる職員給与費等繰入金の増額によるものでございます。

8款・繰越金20万円は、歳入が歳出に不足する額を計上いたしました。

9款・諸収入は997万9,000円。前年度比較41万1,000円、4.0%の減です。主なものは後期高齢者にかかる健康診査業務受託料でございます。減額の主な要因は、交通事故等で保険証を使用して受診した医療費について、相手方から事後清算される第三者納付金の収入減を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

歳出総額17億5,023万3,000円。歳入と同額となっております。

2款・保険給付費は12億391万円、前年度比較3,812万円、3.3%の増でございます。主な内容は、医療機関等へ支払う療養給付費となっております。

3款・国民健康保険事業費納付金4億2,782万2,000円、国民健康保険の財政運営主体である千葉県に対して支出する納付金でございます。

5款・保健事業費は7,124万円、前年度比較1,583万9,000円、28.6%の増。主な内容は、特定健診委託料及び保健衛生係職員4人分の人件費を含む保健センター事業費並びに東庄病院へ委託しています短期人間ドック委託料でございます。増額の要因ですが、1名分の人件費の増、令和6年度に向けて策定するデータヘルス計画の策定支援業務委託料の新規計上、特定健診の委託費用の増額でございます。

8款・諸支出金は487万円、前年度比較266万2,000円、120.6%の増。主な内容は、国保税の過誤納還付金、千葉県からの交付金を東庄病院に繰出金として支出する直営診療施設勘定繰出金でございます。増額の主な要因ですが、東庄病院で来年度実施します大腸ビデオスコープ更新事業に対する繰出金の増によるものです。

以上で令和5年度東庄町国民健康保険特別会計予算の概要説明を終了いたします。続きまして、議案第5号、令和5年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

同じく参考資料の18ページをお願いいたします。

後期高齢者医療の令和5年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億187万6,000円、前年度比較360万6,000円、1.8%の増額を見込んでおります。それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

1款・保険料は1億5,246万5,000円、前年度比較160万円、1.1%の増で、右のグラフにありますように歳入全体の75.5%を占めております。増額の主な要因は、被保険者数の増によるものでございます。

3款・繰入金4,829万7,000円、前年度比較189万2,000円、4.1%の増額となっております。これは保険基盤安定制度に係る繰入金で、県からの繰入分と町負担分を合わせた額となっております。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。

1款・総務費222万9,000円は、システム関係などの一般管理費及び徴収

費の経費を見込んでおります。

2款・納付金1億9,924万5,000円、前年度比較353万8,000円、1.8%の増額でございます。これは千葉県後期高齢者医療広域連合に対して支出する納付金で、歳入における保険料及び保険基盤安定に係る繰入金を合わせた額となっております。増額の要因は、被保険者数の増によるものです。

以上で令和5年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終了いたします。

なお、两会計とも詳細につきましては、予算決算常任委員会でご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

それでは、議案第6号、令和5年度東庄町食肉センター特別会計予算についてご説明いたします。

予算参考資料の19ページをお願いします。

令和5年度のと畜処理頭数は9万7,000頭を見込み、令和4年度の9万5,000頭と比較いたしまして2,000頭増の事業量を見込んでおります。

歳入よりご説明いたします。

項目1の営業収益、①解体処理施設使用料は1頭当たり935円で9万7,000頭を見込み、9,069万5,000円。②冷蔵庫使用料は1日99円で、平均使用日数を1.4日といたしまして9万6,030頭を見込み、1,330万9,000円。③ボイル室使用料は1頭当たり99円で、8万7,300頭を見込み、864万2,000円を計上し、料金収入として1億1,264万6,000円を見込んでおり、令和4年度と比較いたしまして225万6,000円の増額、率にいたしまして2.0%の増となっております。

次に、項目2の繰越金は2,506万3,000円を見込み、前年度と比較いたしまして506万3,000円の増額、率にして25.3%の増となっております。

次に、項目3の財産収入でございますが、財政調整基金利金利子といたしまして6,000円を見込んでおります。

次に、項目4の諸収入につきましては、歳計金預金利子及び雑入の受入項目といたしまして2,000円を計上いたしました。



歳入合計は1億3,771万7,000円で、前年度と比較いたしまして727万3,000円の増額、率にして5.6%の増となっております。

続きまして、歳出をご説明いたします。

項目1の営業費用、①の委託料ですが、食肉センター施設指定管理者、東庄町食肉センター事業協同組合に支払う委託料でございまして、前年度から459万6,000円増額の9,399万6,000円を計上するものでございます。これは処理頭数の増加や燃料費の高騰により東庄町食肉センターの水道料金や電気料金などの経費が増加していることに対応するもので、東庄町食肉センターの管理運営に関する協定書に定められた指定管理料の年度上限額である9,400万円の範囲内での増額であります。②補助金は、東庄町食肉センター事業協同組合が行う放血コンベアチェーン交換にかかる施設整備補助金として369万5,000円を計上するものでございます。③その他につきましては、施設の火災保険料や消費税及び地方消費税の金額といたしまして前年から100万円増額の410万8,000円を計上しております。

次に、項目2の積立金でございまして、食肉センター特別会計財政調整基金といたしまして1,800万6,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして295万4,000円の増額、率にいたしまして19.6%の増となっております。

次に、項目3の繰出金でございまして、一般会計への繰出金でありまして1,000万円を計上いたしました。前年度と同額となっております。

項目4の予備費は、791万2,000円を見込みまして、前年度と比較して210万6,000円の増額、率にいたしまして36.3%の増となっております。

歳出合計は歳入合計と同額の1億3,771万7,000円とするものでございます。

以上で食肉センター特別会計の予算説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午後2時10分からとします。

（午後 1時59分 休憩）

(午後 2時10分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第7号、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算参考資料の20ページをお開きください。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

1款・事業収入は1,458万円で、右側の円グラフにありますように歳入全体の55.3%を占めております。前年度比136万円、10.3%の増を見込んでおります。増額の主な要因は、利用者の増加によるものでございます。

2款・繰入金は979万1,000円で、前年度比185万9,000円、23.4%の増を見込んでおります。これは歳入の不足分を一般会計からの繰入金で補うものでございます。

3款・繰越金は前年度繰越金として200万円、前年度と同額を見込んでおります。

以上、歳入合計は2,637万3,000円、前年度比321万9,000円、13.9%の増となっております。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。

1款・事業費は2,627万3,000円で、右側の円グラフにありますように歳出全体の99.6%を占めております。前年度比321万9,000円、14.0%の増を見込んでおります。事業費の主なものは看護職員3名及び会計年度任用職員1名の人件費等でございます。

2款・予備費は前年度と同額の10万円を計上しております。

以上、歳出合計は歳入と同額の2,637万3,000円、前年度比321万9,000円、13.9%の増となっております。

なお、下段の表には平成30年度から令和4年度12月までの年度別利用実績を記載してございます。

以上で令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号、令和5年度東庄町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

22ページをお開きください。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

1款・保険料につきましては、3億211万9,000円、前年度比417万9,000円、1.4%の減を見込んでおります。第1号被保険者の保険料でございます。

3款・国庫支出金、4款・支払基金交付金、5款・県支出金につきましては、介護サービスに対する保険給付費及び地域支援事業に要する費用に対する負担額であり、介護保険法によりそれぞれ負担割合が定められております。

3款・国庫支出金が3億3,511万8,000円で、前年度比56万2,000円、0.2%の減、4款・支払基金交付金、これは40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で4億26万2,000円、前年度比572万8,000円、1.5%の増、5款・県支出金は2億1,922万7,000円で、前年度比451万3,000円、2.1%の増を見込んでおります。

7款・繰入金は一般会計及び介護給付費準備基金積立金からの繰入金として2億8,983万9,000円、前年度比2,162万3,000円、8.1%の増を見込んでおります。

8款・繰越金につきましては、前年度繰越金として116万5,000円を見込んでおります。

9款・諸収入60万7,000円につきましては、高額介護サービス費貸付金元金収入などを見込んでおります。

以上、歳入合計は15億4,836万円、前年度比2,710万2,000円、1.8%の増となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

23ページをご覧ください。

1款・総務費については4,782万9,000円、前年度比570万9,000円、13.6%の増を見込んでおります。増額の要因は、第1期介護保険事業計

画策定のため463万円を計上したことによるものでございます。

2款・保険給付費は14億4,500万円で、右側の円グラフにありますように歳出全体の93.3%を占めており、前年度比1,587万円、1.1%の増を見込んでおります。

3款・地域支援事業費につきましては5,381万6,000円、前年度比546万4,000円、11.3%の増を見込んでおります。増額の要因は、新規事業として介護予防・生活支援事業で通所型サービス集中C委託料390万9,000円と一般介護予防事業で地域リハビリテーション活動支援事業118万8,000円を計上したことによるものでございます。

5款・諸支出金71万4,000円につきましては、高額介護サービス費貸付金などで前年度比5万9,000円、9.0%の増を見込んでおります。

6款・予備費100万円につきましては、前年度と同額を見込んでおります。

以上、歳出合計は歳入と同額の15億4,836万円、前年度比2,710万2,000円、1.8%の増となっております。

なお、24ページにつきましては、平成30年度から令和4年度10月までの第1号被保険者数、要介護・要支援認定者数、居宅介護、施設介護の各サービスの受給者数を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、令和5年度東庄町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議案第9号、令和5年度東庄町水道事業会計予算についての内容を申し上げます。

予算参考資料の25ページをお願いいたします。

初めに、令和5年度水道事業の業務の予定量についてでございます。

年度末給水戸数4,028戸、年間総給水量158万5,818立方メートル、1日平均給水量4,333立方メートル、普及率85.4%を見込み、予算編成をいたしました。

次に、右上の2、水道事業会計予算状況をご覧ください。

収益的収入及び支出予算の収入では、4億6,543万9,000円、支出では

4億2,543万3,000円、収支差引で4,000万6,000円の純利益となっております。

次に、左側の表をご覧ください。

収益的収入のうち営業収益は3億7,412万9,000円で、前年度との比較では25万円の減、率として0.1%の減となっております。給水収益は3億6,632万4,000円となりまして、全体の78.7%を占めております。

また、営業外収益につきましては9,130万9,000円で、前年度と比較して135万円の増となっております。

営業外収益のうち一般会計補助金は前年同額の5,000万円で、全体の10.7%となっております。県補助金は3,104万円で、前年度と比較して149万6,000円の増、収益全体の6.7%となっております。

次に、収益的支出のうち営業費用は4億1,799万円で、前年度と比較して3,091万4,000円の増、率にして8.0%の増となっております。

この内容でございますが、受水費が2億6,783万8,000円で、前年度と比較して2,014万3,000円の増で、全体に占める割合は63.0%となっております。なお、増額の主な要因といたしましては、東総広域水道企業団の受水費の減免期間の終了によるものとなっております。

減価償却費につきましては5,819万6,000円で、54万円9,000円の減、人件費につきましては2,565万6,000円で、職員の異動等による36万8,000円の減となっております。

その他営業費用につきましては、6,630万円で、前年度と比較して1,168万8,000円の増、要因といたしまして配水管布設替え工事に伴う各家庭への引込管への接続工事等によるものでございます。

次に、営業外費用は724万2,000円で、前年度と比較して266万3,000円の減、率で26.9%の減となっております。この内容につきましては、消費税支払い額の減少によるものでございます。

続きまして、26ページをお開きください。

資本的収入及び支出の予算について、ご説明を申し上げます。

資本的収入はございません。

資本的支出は1億9,748万1,000円で、収支差引で1億9,748万1,

000円の不足となります。この収支不足分は消費税等収支調整額1,714万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,033万9,000円で補填するものでございます。

次に、下のグラフをご覧ください。

支出の内容でございます。

建設改良費が1億8,542万8,000円で、全体の93.9%を占めております。主な内容につきましては、重要給水管路更新工事で1億5,000万円、配水管更新工事に850万円を計上いたしました。

固定資産取得費361万5,000円の主なものとして、塩素注入器の更新工事として181万5,000円、仕切弁設置工事に100万円を計上いたしました。

企業債償還金843万8,000円につきましては、企業債の元金の償還でございます。

以上で令和5年度東庄町水道事業会計予算についての説明を終わりにいたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

なお、詳細につきましては、予算決算常任委員会で説明をいたします。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

それでは、議案第10号、令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算について、内容をご説明申し上げます。

予算参考資料の27ページをお願いいたします。

業務予定量についてですが、病床数は80床で、内訳は一般病床32床、療養病床48床となります。年間診療日数は、入院が366日、外来が267日となります。なお、外来の診療につきましては、日曜、祝祭日及び年末年始の12月29日から翌年1月3日までと毎月第1、第3土曜日以外の土曜日が休診となります。年間患者数につきましては、入院が介護療養施設と合わせて1万7,934人、前年度比1,046人の減、1日平均49人、外来が2万8,095人、前年度比1,068人減の一日平均105.2人を見込んでおります。以上の業務量に基づき、令和5年度の予算編成を行いました。

初めに、収益的収入ですが、医業収益が8億9,696万2,000円、前年度と比較して4,324万3,000円、4.6%の減となります。医業収益の内訳としましては、入院収益、外来収益、その他医業収益、介護保険事業収益となります。減額の主な要因といたしましては、入院、外来収益で昨年度より患者数を少なく見込んだことによるものでございます。

医業外収益が2億1,924万円、前年度と比較して2,871万2,000円、15.1%の増となります。医業外収益の内訳としまして、負担金交付金、長期前受金戻入金、その他医業外収益等となります。増額の主な要因としましては、一般会計からの繰入金が増額になったことによるものでございます。

特別利益10万円、合計11億1,630万2,000円、前年度と比較して1,453万1,000円、1.3%の減となっております。

次に、収益的支出ですが、医業費用は10億9,504万8,000円、前年度と比較して1,228万6,000円、1.1%の減となります。医業費用の内訳としましては、1、給与費、職員55名と会計年度任用職員16名分の給与等から、5、その他医業費用の内訳となっております。減額の主な要因は、入院・外来患者数を昨年度に比べ少なく見込んだことにより、薬品費が減少し、それに伴う材料費の減であります。

医業外費用1,688万7,000円、前年度と比較して133万2,000円、7.3%の減となります。医業外費用の内訳としましては、支払利息、その他医業外費用等となります。

特別損失10万円、予備費200万円を見込んでおります。

合計11億1,403万5,000円、前年度と比較して1,361万8,000円、1.2%の減を見込んでおります。

以上のように、収益的収支は、収益的収入11億1,630万2,000円に対しまして、収益的支出11億1,403万5,000円、収支で226万7,000円の黒字の予算編成となっております。

右側の円グラフは、ただいま説明をいたしました収益的収入及び支出についての内訳の構成割合を表したものです。

次のページをお願いいたします。

資本的収支の予算となります。はじめに、資本的収入は、1億3,316万8,

000円を見込んでおりました、企業債、出資金、補助金等で、内訳の主なものは、受水槽更新工事に伴う企業債3,750万円、出資金のうち一般会計出資金の企業債元金償還金分が3,400万円、建設改良分が4,000万円、医学生奨学金等貸付金分で800万円となっております。

次に、資本的支出です。資本的支出は、1億8,621万7,000円を見込んでおりました、建設改良費、企業債償還金、奨学資金貸付金で、建設改良費の内訳ですが、器具備品購入費の主なものは、画像管理サーバーの更新に1,760万円、こちらは耐用年数が経過し、修理部品の調達が困難になったため更新するものです。

また、大腸ビデオスコープにつきましても、耐用年数が過ぎているため、より鮮明な画像で医療の質の向上が期待出来るものに国保調整交付金を活用して更新するものです。

更に令和6年4月の介護医療院への転換に伴う間仕切り家具820万円であります。

また、工事費の主なものは、耐用年数を経過し、老朽化した受水槽更新工事3,750万円、委託料として主なものは、医事会計システムのインボイス対応とバックアップ機能を強化するための電子カルテ改修に伴う242万円であります。

これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,304万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額61万2,000円、過年度分損益勘定留保資金5,243万7,000円で補填するものでございます。

なお、予算の詳細につきましては、予算決算常任委員会で説明をさせていただきます。

以上で令和5年度東庄病院事業会計予算案について説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております、議案第3号から議案第10号までについては、会議規則第38条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第20、休会の件を議題とします。

お諮りします。



委員会審査等のため、3月9日から16日までの8日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、3月9日から16日までの8日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

3月17日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時34分 散会)